滝沢市の実施機関における滝沢市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

滝沢市情報公開条例(令和5年滝沢市条例第5号。以下「条例」という。)第2条第1項に規定する実施機関が行う行政文書の開示に係る行政手続法(平成5年法律第88条)第5条第1項の規定による審査基準は次のとおりとする。

なお、本審査基準による開示等の運用に際しては、画一的、一律的に決定することのないよう留意し、個々の行政文書の内容、性質等に応じて十分な検討を行い、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断するものとする。

条例第7条本文(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1)~(6)略

- 1 情報公開制度は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関し、市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、市政に係る情報は原則開示との考え方に立ち、実施機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないこととしている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。
- 2 条例上の不開示情報と地方公務員法第34条の守秘義務との関係については、様々な考え方がなされているのが現状であるが、少なくとも、情報公開制度の下で実施機関が不開示情報に該当しないと判断して開示した場合は、機関としての決定であるとみなされることから、職員個人が服務義務としての守秘義務違反に問われることはないものと考えられる。
- 3 ある情報が本条各号の複数の不開示情報に該当する場合があることから、保有個人情報を開示する場合は、各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する。なお、不開示情報該当性の判断の時点は、開示請求が行われた時点ではなく、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。
- 4 開示請求の対象が条例第2条第2項に規定する行政文書に該当するか否かの判断は、 次により行う。

条例第2条第1項(行政文書の定義)

第2条 略

- (1) 略
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第17条第1項及び第2項を除き、以下同じ。
 -)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が 保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売すること又は閲覧に供することを目的として発行されるもの
 - イ 図書館等の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの
- (1) 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、作成したこと又は取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、収受印があること等の手続的な要件を満たすことを必要とするものではない。
- (2) 「文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては 認識することができない方式で作られた記録をいう。」とは、行政機関において現に 事務又は事業において用いられている記録の形式を網羅するものである。

「文書、図画」とは、人の思想等を文字若しくは記号又は象形を用いて有体物に可視的状態で表現したものをいい、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

「電磁的記録」とは、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録に限られず、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、電磁的記録に該当する。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに 蓄積される情報、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含 まれない。

(3) 「当該実施機関の職員が組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該 実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態の ものを意味する。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの(自己研さんのための研究資料、備忘録等)、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検

討段階に留まるもの(決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書、図画又は電磁的記録等。ただし、担当職員が原案の検討過程で作成する文書、図画又は電磁的記録であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。)等は、「組織的に用いるもの」には該当しない。

作成又は取得された文書、図画又は電磁的記録が組織的に用いるものに当たるかどうかの判断は、①作成又は取得の状況(職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか)、②利用の状況(業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか)、③保存又は廃棄の状況(専ら当該職員の判断で処理できる性質のものであるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか)などを総合的に考慮して行う。

また、組織として共用文書たる実質を備えた状態になる時点については、当該組織における文書、図画又は電磁的記録の利用又は保存の実態により判断するものであるが、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、回議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が行政機関の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が挙げられる。

(4) 「実施機関が保有している」とは、所持すなわち物を事実上支配している状態を意味する。文書、図画又は電磁的記録を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合であっても、当該文書、図画又は電磁的記録を事実上支配(当該文書、図画又は電磁的記録の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることを意味する。例えば、法律に基づく調査権限により関係人に対し帳簿書類を提出させこれを留め置く場合に、当該行政文書については返還することとなり、廃棄はできないなど、法令の定めにより取扱いを判断する権限について制限されることはあり得る。)していれば、所持に該当し、「保有している」に該当する。

なお、一時的に文書を借用し、又は預かっている場合等、当該文書、図画又は電 磁的記録を支配していると認められない場合は、「保有している」には当たらない。

(5) 「新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売すること又は閲覧に供することを 目的として発行されるもの」(条例第2条第2号ア)とは、紙媒体のものに限られる ものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行さ れる新聞、雑誌、書籍等も含まれる。なお、実施機関が公表資料等の情報提供を行っ ているものについては、条例第2条第2号アに該当せず、開示請求の対象となる。

条例第7条第1号(法令秘情報)

- (1) 法律(これに基づく命令を含む。) 若しくは他の条例(以下「法令等」という。) の規定又は国からの明示の指示により公にすることができないと認められる情報
- 1 「法律若しくは他の条例」とは、法律、政令、省令等の国法と条例のほか、これら国 法及び条例の規定により、非開示とすべき事項を委任されている規則等を含むものであ る。
- 2 「国からの明示の指示により公にすることができないと認められる情報」とは、法律 又はこれに基づく政令の規定による国の行政機関からの指示により、閲覧又は写しの交 付が禁止されているものをいう。

条例第7条第2号(個人に関する情報)

- (2)個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されて いる情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると 認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 1 「個人に関する情報」(以下「個人情報」という。)とは、個人の内心、身体、身分 、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が 含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、 人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員 としての個人の活動に関する情報も含まれる。なお、ここでいう「個人」には、居住す る場所や国籍の如何によらず、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

また、不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮しないことから、開示請求者本人に関する情報であっても、他の個人に関する情報と同様に取り扱う。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法第5条第2号の規定により判断する。

2 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名等のように、情報そのものが当該情報に係る個人を識別し得るものに加え、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等)等の「その他の記述等」によって、特定の

個人を識別することとなる個人情報の全体である。なお、「その他の記述等」は、単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

- 3 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものである。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報に加え、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も照合すべき「他の情報」に含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。なお、例えば、極めて小規模の集団に属する個人に関する情報のように、個人識別が可能な部分を除いた上で開示した場合等においても、当該個人を比較的容易に特定することができる場合があり得るため、個人の権利利益の十全な保護を図る観点からは、「個人識別性」を判断する際には、情報自体の性質、周辺的な状況(例示の場合には、集団の性格、規模)等を考慮し、個人識別性を判断すべきである。
- 4 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人による著作物、当該個人のみが知り得る情報のように、個人の人格と密接に関連するもの及び公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものであり、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。例えば、厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合等があり得ることに留意する。
- 5 法令の規定により公にされている情報等(条例第7条第2号ア)について
- (1) 「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている 規定に限られる。したがって、公開を求める者又は公開を求める理由によって公開を 拒否する場合が定められている規定は含まれない。
- (2) 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、 慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされ ていること又は公にすることが予定されていることで足りる。ただし、当該情報と同 種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、 「慣行として」には当たらない。
- (3) 「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれることをいい、現 に公知 (周知) の事実である必要はない。逆に、過去に公にされたものであっても、

時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る ことに留意する。

また、「公にすることが予定されている」とは、将来的に公にする予定(具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。)の下に保有されている状態をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。ただし、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

- 6 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回るとして、開示する必要性と正当性が認められる個人情報をいう。現実には、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。
 - この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。
- 7 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報 (第2号ただし書ウ) について
- (1) 「当該個人が公務員等である場合において」とは、個人情報のうち、当該個人が「公務員」である場合を指す。ここでいう「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、公務員であった者が当然に含まれるものではないが、公務員であった当時の情報についても、ここでいう「当該個人が公務員等である場合」に該当する。さらに、独立行政法人等情報公開法の対象法人(以下「独立行政法人等」という。)の役員及び職員を含む。
- (2) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政 法人等又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合にお ける当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に 係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに 含まれる。なお「職務の遂行に係る情報」は、具体的な職務の遂行との直接の関連を 有する情報であり、例えば、公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する健 康情報、休暇情報等は含まれない。
- (3) 各実施機関は、その所属する職員(補助的業務に従事する非常勤職員を除く。)の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合(①氏名を公にすることにより、条例第7条第3号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合)を除き、公にするものとされている。このため、行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、

「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(条例第7条第2 号ただし書ア)に該当することに留意する。

なお、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する 慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって (又は公にされることを前提に)提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合にも、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

条例第7条第3号(法人等に関する情報)

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正 当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 1 「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)に関する情報」とは、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)」(以下「法人等」という。)の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等これら団体と何らかの関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、これら団体に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。また、ここでいう法人等には、国内外を問わず、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人及び認可法人、政治団体や法人ではないが権利能力なき社団等の諸団体も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格に鑑み、条例第7条第3号の対象から除外されており、その事務又は事業に係る情報は、条例第7条第6号等の規定に基づき判断する。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、第 2 号にいう個人情報としてではなく、法人等に関する情報と同等の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。
- 3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、公にすることにより害されるおそれがある法人等の正当な権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るとして、開示する必要性と正当性が認められる情報をいう。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

4 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが あるもの」(第3号ただし書ア)について

- (1)「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。
- (2)権利、競争上の地位その他正当な利益を「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利(信教の自由、学問の自由等)の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があることに留意する。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法 的保護に値する蓋然性が求められる。

5 任意提供情報(第3号ただし書イ)について

条例第7条第3号イは、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とすることにより、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するものである。

なお、行政機関の情報収集能力の保護は、条例第7条第6号等の規定によって判断する。

- (1) 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、 実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれ ない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から情報の提供 を申し出た場合であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人から非公開の 条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受け た場合は含まれる。
- (2) 「実施機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関の長が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。
- (3) 「公にしないとの条件」とは、情報の提供を受けた実施機関が第三者に対して当該 情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用し ないとの条件も含まれる。
- (4) 「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。
- (5) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において公にしていないことだけでは足りない。
- (6) 公にしないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ

、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、条例第7条第3号イには該当しない。

条例第7条第4号(公共の安全等に関する情報)

- (4)公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- 1 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。例えば、犯罪を誘発するおそれのある情報を開示しないこともこれに含まれる。
- 2 「(犯罪の)捜査」とは、捜査機関が公訴の提起及び遂行のため、証拠を発見し、収集し、保全し、また、被疑者を発見し、掌握し、必要があればその身柄を拘束して保全する活動をいう。
- 3 「人の生命、身体、財産等の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の 生命、身体、財産、名誉、社会的地位、自由等を危害から保護し、又は当該危害等を除 去することをいう。
- 4 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防又は捜査及び人の生命、身体 、財産等の保護のほか、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持 することをいう。
- 5 「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序を維持する諸活動が阻害され 、又は適正に行われなくなる可能性がある場合をいう。
- (1) 「犯罪の予防又は捜査に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、次のような情報をいう。
 - ア 犯罪の捜査等の事実等に関する情報
 - イ 犯罪目標となることが予想される施設の所在等に関する情報
- (2) 「人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、次のような情報をいう。
 - ア 犯罪の被疑者、参考人等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体等に 危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれのある情 報
 - イ 犯罪等の情報の通報者、告発者等が特定され、その結果、これらの人々の地位又 は正常な生活が脅かされるおそれのある情報
 - ウ 特定個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果、これらの人々が 犯罪の被害者となるおそれのある情報

条例第7条第5号(審議、検討等に関する情報)

- (5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政 法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にす ることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるお それ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与 え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 1 「市の機関」とは、市のすべての機関をいい、実施機関であるか否かを問わない。執 行機関、議決機関及びこれらの補助機関(職員)又は事務局(職員)のほか、執行機関 が設置する附属機関も含まれる。なお、「国の機関」も同様の趣旨である。
- 2 「市以外の地方公共団体」とは、都道府県、滝沢市以外の他の市町村、特別区、地方 公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。
- 3 「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において行われている、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。
- 4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受け、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいい、適正な意思決定の確保を保護利益とするものである。
- 5 「不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等などを開示することにより、市民等の誤解や憶測を招き、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる市民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 6 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がある場合とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、市民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

- 7 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- 8 審議、検討等に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には、当該 意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する 場合は少なくなるものと考えられる。

ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提 として次の意思決定が行われる場合等、又は審議、検討等の過程が重層的、連続的な場 合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本 号に該当するか否か判断する必要がある。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、市民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等がある場合には、本号に該当する場合がある。

なお、審議、検討等に関する情報であっても、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実又はこれに基づく分析等を記録したものについては、一般的には、本号に該当する可能性が低いものと考えられることに留意する。

9 審議会等の合議正機関に関するに関する情報の開示又は不開示の判断は、当該審議会等の議決等により決められるものではなく、当該審議会の性質及び審議事項の内容に照らし、個別具体的に、率直な意見交換等を不当に損なうおそれがあるどうかにより判断されるものである。

条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)

- (6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政 法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる おそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を 及ぼすおそれがあるもの
 - ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる おそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、市以外の地 方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当 に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ カ 市若しくは市以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独 立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 1 「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事 務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について
- (1) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報に該当する。なお、条例第7条第6号アからカまでの規定は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障が挙げられているものでである。よって、条例第7条第6号各号の規定の対象となる事務及び事業は、これらに限られない。
- (2) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的に は、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。
- (3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、 各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務若しくは事業の 根拠となる規定又はその趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量 した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。
- (4) 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「お それ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められ るか否かにより判断する。

- 2 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(第6号ア)について
- (1) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ (当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)をいう。

- (2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは 国際機関」(我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの(各 国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織 (アジア太平洋経済協力等)の事務局等を含む。以下「他国等」という。)との間で 、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば 、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等 の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど 、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。
- (3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉(過去のものを含む。)に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。
- (4) 本号アについては、一般の行政運営に関する情報等とは異なり、その性質上、開示 又は不開示の判断に高度な政策的判断、将来予測としての専門的又は技術的判断を要 すること等の特殊性が伴うことから、国の機関等に対して事前の意見聴取等を行うこ とが望ましい。
- 3 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な 事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその 発見を困難にするおそれ」(第6号イ)について
- (1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保することをいう。「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体

が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(2) 本号イに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは本号イに該当する。

- 4 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、市以外の地方公 共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するお それ」(第6号ウ)について
- (1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。
- (2) 実施機関が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれることとなる、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とする。

5 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」 (第6号エ)について

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く市民等に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、及び試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とする。

6 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(第6号オ)について 実施機関が行う人事管理(職員の任命、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。)に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とする。

7 「市若しくは市以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(第6号カ) について

市若しくは市以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、法第78第条3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものについては、不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合がある得ることに留意する。

条例第8条(部分開示)

- 第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する
- 1 不開示情報が含まれている場合の部分開示(第1項)について
- (1) 「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が含まれている場合」とは、一件の 行政文書に複数の情報が記録されている場合に、情報ごとに、条例第7条各号に規定 する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報があ る場合を意味する。

開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、条例第7条本文では行政文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務が定められているが、条例第8条第1項の規定により、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

- (2) 当該行政文書のどの部分に不開示情報が記録されているかという区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分開示を行う義務はない。
- (3) 「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、行政文書から物理的に除去することを意味する

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、 特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部 分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示 情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

(4) 行政文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再 複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分 開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困 難であるということにはならない。

一方、録音テープ、録画テープ、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁 的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発 言が同時に録音されているが、そのうちの一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された不開示情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する。既存のプログラムでは行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

- (5) 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば 個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。
- (6) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、条例の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。
- (7) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報が記載されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば、これも 併せて判断する。

「有意の情報」であるか否かの判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に判断すべきものである。

- 2 特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合 (第2項) について
- (1)特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、条例第7条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとみなして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、条例第8条第1項の規定により開示することになる。

ただし、条例第8条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、特定の個人を識別することができることとな

る部分とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に 関する情報は全体として不開示とする。

なお、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる部分は、条例第7条第2号アからウまでのいずれかの規定に該当しない限り、部分開示の対象とならない。

- (2)特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより誰に関する情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるが、当該部分を除いても、開示することが不適当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文等個人の人格と密接に関連する情報が記録された行政文書、個人の未公表の研究論文等、特定の個人を識別させる部分を除いても開示することが不適当であると認められるものは、不開示とする。
- (3) なお、個人に関する情報であっても、「特定の個人を識別することはできないが、 公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(法第5条第 1号)については、条例第8条第2項の規定の適用はない。

条例第9条(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(第7条第1号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報(同条第1号に掲げる情報を除く。)であるが、高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

条例第7条各号においても、第2号イ、第3号ただし書等、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、条例第9条では、条例第7条各号の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公することに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

2 本条の規定は、「公益上特に必要があると認めるとき」との規定からも、不開示情報 を開示するという処分の性質からも明らかなとおり、公益上の必要性の認定についての 実施機関の要件裁量を認めるものである。そのため、本条の適用には慎重な検討が必要 であり、安易に本条を適用することは許容されない。

第10条(行政文書の存否に関する情報)

- 第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
- 1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

なお、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存 否を明らかにしないで拒否することが必要であることに留意する。

2 開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該行政文書 の存否を回答できない場合がある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が 記録された行政文書の開示請求が行われた場合、当該行政文書に記録されている情報は 不開示情報に該当するので不開示であると回答するだけで、当該個人の病歴の存在が明 らかになることになる。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は 、条例第7条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得る。

具体的には、次のような例は、本条の規定を適用することとする。

- ・特定の個人の病歴に関する情報(条例第7条第2号関係)
- ・先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報(条例第7条第3号関係)
- ・特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報(条例第7条第6号イ関係)

- 第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 1 開示又は部分開示決定の通知(第1項)について

「その旨の決定」の内容としては、全部開示か部分開示かの別(部分開示の決定の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別)を明らかにする。決定は、1件の開示請求につき複数行う場合もある。例えば、開示請求に係る行政文書が大量である場合や、開示請求に係る行政文書のうち一部については開示・不開示の審査に時間を要する場合には、先に審査の終了した保有個人情報についてのみ開示決定等を行う場合等がある。

2 不開示決定の通知(第2項)について

開示請求に係る保有個人情報について、そのすべてを開示しない場合 (開示請求に係る複数の行政文書のうち一部についてのみ決定を行う場合であって、当該決定に係る行政文書のすべてを開示しないときを含む。)であり、具体的には以下のケースが該当する。

- (1) 開示請求に係る行政文書のすべてが不開示情報に該当し、すべて不開示とする場合 (不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができな い場合を含む。)
- (2) 条例第10条の規定により開示請求を拒否する場合
- (3) 開示請求に係る行政文書を当該実施機関が保有していない場合又は条例第2条第2 項に規定する行政文書に該当しない場合
- (4) 開示請求の対象が、条例第17条第1項の規定による開示請求の対象外のものである場合
- (5) 行政文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備がある場合
- (6) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合

権利濫用に当たるかは、開示請求の様態や開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを 個別的に判断する。実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とするなど開示請 求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否 する。